

第16条 航空コンテナ等積替確認実施要領（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「㊤（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式2中「印」を削る。

別記様式3中「印（注）」を削り、（注）1を削り、（注）2を（注）とする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第1～第10 （略） （仕向先空港における検査等） 第11 植物防疫官は、第9の届出があつた当該貨物の密閉状態が良好なものである場合において、当該貨物が輸入禁止品に該当せず、かつ、取締上支障がないと認めたときは、仕向先空港で検査を受けさせることができる。 2 植物防疫官は、前項の規定により仕向先空港で検査を受けさせるときは、積替えを行おうとする者に航空コンテナ積替届確認通知書（別記様式3の2）を交付するものとする。 <u>ただし、積替確認印（別記様式4）を押印した第9の積替届の写しをもって航空コンテナ積替届確認通知書に替えることができる。なお、積替えを行う空港の事情により、交付が遅れる場合はこの限りではない。</u> 3 （略） 第12 （略） 別表 （略） （略） <u>別記様式3の2</u>	第1～第10 （略） （仕向先空港における検査等） 第11 植物防疫官は、第9の届出があつた当該貨物の密閉状態が良好なものである場合において、当該貨物が輸入禁止品に該当せず、かつ、取締上支障がないと認めたときは、仕向先空港で検査を受けさせることができる。 2 植物防疫官は、前項の規定により仕向先空港で検査を受けさせるときは、 <u>第9の積替届に積替確認印（別記様式4）を押印し、積替えを行おうとする者に交付するものとする。ただし、積替えを行う空港の事情により、交付が遅れる場合はこの限りではない。</u> 3 （略） 第12 （略） 別表 （略） （略） （新設）

航空コンテナ積替届確認通知書

受付番号

申請者

申請年月日

確認通知発行年月日

植物防疫官

下記のとおり積替えを実施されたい。

IATA番号

到着便名

到着日

到着時刻

出発便名

出発予定日

出発予定時刻

輸送経路

仕向先空港名

保管場所

記号

01 貨物の密閉方法

会社名(記号)

IATA IDコード

コンテナ番号

植物名

産地

細数

数量

02 貨物の密閉方法

会社名(記号)

IATA IDコード

コンテナ番号

植物名

産地

細数

数量

03 貨物の密閉方法

会社名(記号)

IATA IDコード

コンテナ番号

植物名

産地

細数

数量

04 貨物の密閉方法

会社名(記号)

IATA IDコード

コンテナ番号

植物名

産地

細数

数量

05 貨物の密閉方法

会社名(記号)

IATA IDコード

コンテナ番号

植物名

産地

細数

数量

(略)

(略)

第17条 果樹母樹ウイルス病検査要領（昭和59年4月16日付け59農蚕第1772号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。
別記様式1中「㊟」を削り、（注）3を削り、（注）4を（注）3とし、（注）5から（注）7までを1ずつ繰り上げる。
別記様式2中「㊟」を削る。

第18条 消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。